

3-7 防災・災害に対する基本方針

「高崎市国土強靱化地域計画」及び「高崎市地域防災計画」に基づき、災害に強い都市構造の形成を推進します。

(1) 水災害に強いまちづくり

- ・ 立地適正化計画による都市のコンパクト化にあたっては、災害リスクについて発生確率を含め十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの災害対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づけます。
- ・ 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地については、都市的土地利用を誘導しないものとし、豪雨、洪水、土砂災害等による危険性の高い区域については、国や県が指定した災害危険区域の情報を市民に周知し、災害の未然防止を図るなど風水害に強い土地利用の推進に努めます。

(2) 地震災害に強いまちづくり

- ・ 市街地においては、必要に応じて防火地域又は準防火地域を定め、土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、防災上重要な市街地の整備を推進するとともに、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど、防災に配慮したまちづくりを推進します。
- ・ 避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、都市公園、河川、緑地帯などについては計画的に整備するとともに、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努めます。